

# 赤穂市民病院からの重要なお知らせ

令和2年度の国の診療報酬制度改定に伴い、10月1日より紹介状のない初診患者さまは医療費とは別に5,500円(税込)がかかりますので、かかりつけ医の紹介状をご持参ください。

種類	対象	令和2年9月30日まで	令和2年10月1日より
初診時 選定療養費	初診の際に、 <b>紹介状なしで受診</b> される場合	825円 (税込)	改定 医科 <b>5,500円</b> (税込) 歯科 <b>3,300円</b> (税込)

## ■負担の対象とならない方

※下記の方は選定療養費はかかりません

- ・ 紹介状のある方
- ・ 救急患者(緊急やむを得ない場合に限り)
- ・ 当院の他の診療科を受診している患者
- ・ 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方
- ・ 労災、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- ・ 外来受診から継続して入院した患者 等
- ・ 各種公費負担医療制度の受給対象者
  - ◇生活保護
  - ◇精神通院医療
  - ◇難病
  - ◇小児慢性特定疾患
  - ◇肝炎治療
  - ◇身体障害者医療 等

※ただし、当院に受診されている方で治療により状態が落ち着いた後、当院担当医が他の医療機関への紹介を申し出た後も、当院での診療を希望し受診される場合、**再診時選定療養費【医科2,750円(税込)、歯科1,650円(税込)】**が受診の都度かかります。

【お問合せ先】

赤穂市民病院医療課 TEL:0791-43-3222 FAX:0791-43-8439